

報告書の利用や報道に当たっては、対象世帯のプライバシーに配慮した扱いがなされますようお願いいたします。

和歌山県児童虐待等要保護事例検証委員会

報 告 書

平成26年4月

目 次

はじめに	-----	1
1 事例の概要	-----	2
(1) 概要		
(2) 児童及び家族の状況（事件当時）		
(3) 経過		
2 問題点・課題の整理	-----	6
(1) 児童相談所		
(2) 関係機関		
3 提言	-----	10
(1) 児童相談所		
(2) 関係機関		
(3) 県への提言		
(4) 国への要望		
おわりに	-----	15

(資料)

1. (別添) 法律の専門家提言
2. 参考条文
3. 児童虐待等要保護事例検証委員会設置要綱
4. 和歌山県児童虐待等要保護事例検証委員会委員名簿
5. 検証委員会の検討経過
6. 組織と所管区域

はじめに

平成25年7月、児童相談所が関わっていた2歳男児（以下「本児」という。）が頭部打撲に基づく外傷性くも膜下出血等により死亡し、同年10月、実父が傷害致死容疑で逮捕され、起訴されるという事件が発生した。

県では、当該事件の発生を厳粛に受けとめ、死亡事例の再発防止と最善の対応策を検討するため、弁護士、医師、大学教授、学識経験者で構成する「児童虐待等要保護事例検証委員会」を設置した。

本検証委員会は平成25年11月から平成26年4月まで延べ8回開催し、関係機関の記録の精査や聴取等により、問題点・課題の整理や対応策の検討を行った。

なお、検証委員会は、児童相談所や関係機関が今後取り組むべき対策を明らかにし、再発防止に向けた提言を行うことを目的とするものであって、特定の組織や個人の責任を追及するものではない。

平成26年4月

和歌山県児童虐待等要保護事例検証委員会

1 事例の概要

(1) 概要

- ・死亡児童 男児（以下、本児という。事件発生時2歳3ヶ月）
- ・死亡日時 平成25年7月24日未明
- ・死亡原因 頭部打撲に基づく外傷性くも膜下出血等による。
- ・平成25年10月23日、警察の捜査により、暴行による死亡の疑いが認められたため、傷害致死の疑いで実父を逮捕。

本事例は、平成23年7月、本児が生後3ヶ月の時に、A病院から子ども・女性・障害者相談センター（以下、児童相談所）に、揺さぶられ症候群の疑いで通告があり受理したものである。同年10月にA病院から本児の右足大腿骨骨折を理由に再度通告があり、11月に職権による一時保護。平成24年2月に施設入所措置となった。

施設入所後も児童相談所が虐待事例として関わり、家族再構築のため面会・外出・外泊を重ねたのち、平成25年7月8日に措置を解除した。その後、家庭復帰2週間後に死亡したものである。

(2) 児童及び家族の状況（事件当時）

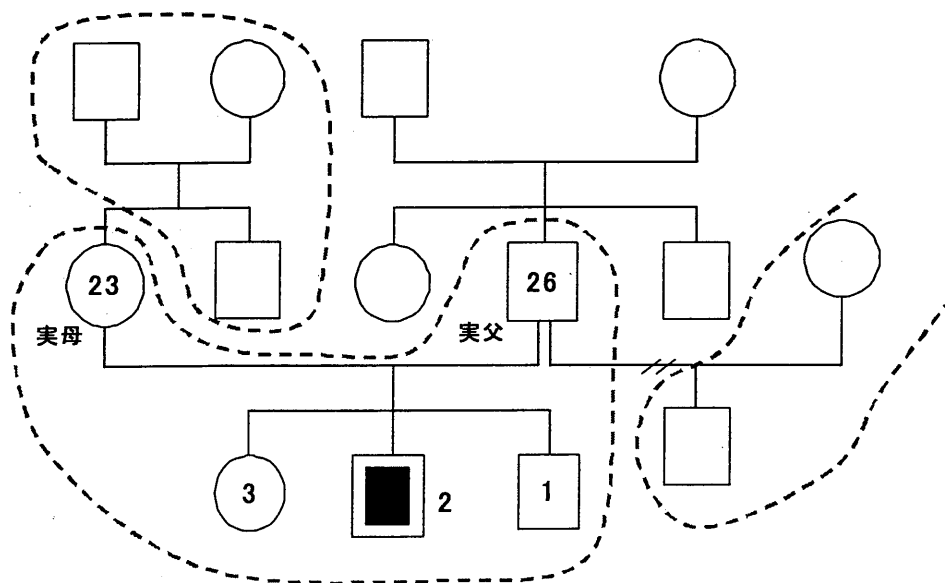
実父：26歳 会社員

実母：23歳

姉：3歳

本児：2歳3ヶ月

弟：1歳



家族は5人。実父は会社員で、本児死亡時には別の会社に勤務していた。実母は主婦。実父が22歳、実母が19歳のときに第1子の姉を出産。姉は、平成25年4月から幼稚園に通園している。第2子である本児は、実父23歳、実母21歳時に出生。第3子の弟は、本児が施設入所中に出生した。母方祖父母は、子ども3人の養育に対し協力的であった。

(3) 経過

ア 虐待通告受理（H23.7.1）～施設入所（H24.2.17）まで

H23.7.1 A病院より虐待通告受理。慢性硬膜下血腫及び眼底出血が認められ入院。揺さぶられ症候群の疑い。

H23.7.6 児童相談所は、病院関係者及び両親らと面接のうえ調査を行い、病院内での親子の状況に問題がなかったことや加害状況が特定できないことから、援助方針会議において在宅指導とすることに決定した。

※援助方針会議

調査、診断、判定等の結果に基づき、児童及び家庭等に対し最も効果的な援助方針を決定するために開催する。原則として週1回定期的に開き、児童相談所長、次長、課長以下、児童福祉司及び児童心理司など、ほぼ課員全員が参加して行われる。

H23.7.22 本児が退院。児童福祉司による指導として関与。受診状況を確認しつつ経過観察。

B市に経過を伝え、保健師による訪問等を依頼。

○B市の関わり

H23.8.9 4ヶ月健診受診。B市では、養育支援ケースとする方針としたが、家庭訪問は行っていなかった。

○A病院の受診状況

H23.7.28、9.15 本児受診。経過は良好。

○親族の支援

母方祖父母が、親の育児負担軽減のため本児を自宅で預かるなど協力していた。

H23.10.11 A病院から虐待通告。本児の右足大腿骨骨折、左鎖骨骨折。

H23.10.13 児童相談所が警察に告発。

- H23.11.16 外傷の原因が不明の状態では家庭に戻すことは出来ないと判断し、退院と同時に本児を職権による一時保護とした。警察が右足大腿骨骨折の傷害容疑で実父逮捕。
- H23.12.7 慢性硬膜下血腫、硝子体及び網膜出血の傷害容疑で実父再逮捕。
- H23.12.8 社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会を開催。施設入所措置が適当であり、保護者の同意が得られなければ、家庭裁判所に対し児童福祉法第28条に基づく施設入所承認の申立をする方針とした。
- H23.12.28 実父起訴猶予処分。
- H24.1.11 両親と面接。実父は本児に対する傷害を否定するも、本児に怪我を負わせたことについては、注意不足であったと反省した。児童相談所から両親に本児を施設入所させる方針であることを伝える。両親はその方針に抵抗を示したが、最終的に同意し施設入所となった。

イ 施設入所 (H24.2.17) ～措置解除 (H25.7.8)

- H24.2.17 本児が施設入所した後、両親は児童相談所の指導や面会ルールを遵守し面会を重ねた。

H24.6.28

○面会の様子

H24.2 面会室では、実父が『たかいたかい遊び』をする場面も見られるが、全般的に比較的静かな面会で終始した。

H24.3 実父がくすぐると本児は声をあげて笑う等の交流がある。実母は妊娠中だが、ほぼ毎週の面会を苦にする様子はなかった。

H24.4 実父から「面会を続けているが複雑な気持ちである。面会の最初は戸惑うが、慣れてきたら笑ってくれる。子どもがお座りしたり、つかまり立ちしたりする場面に立ち会えない。成長の過程を見られないのは寂しい。」という話が出る。児童相談所から実母の出産が落ち着いたら外出・外泊を重ねていくことを助言。また両親より1歳になった写真を写真館で撮りたいとの希望があり、特別に外出を許可。

- H24.6.28 本児が施設で居室物入れの戸に指を詰める怪我。両親から施設と児童相談所に対しクレーム。

H24.7.21 外出を開始。

○外出後の様子

実母に抱かれて施設に戻ってくるが、戻った後本児は他児にかみついたり、乱暴な振る舞いになるところがあった。

- H24.8.8 本児が施設で転び、頭をぶつけ怪我。両親からクレーム。
- H24.8.14 保護者が面会の際のルールを守ってきたこと、面会・外出だけでは親子の関係が深まらないため、親子が馴染んでいくことを目的とした外泊を開始。
外泊等を繰り返す中、家庭引取りの希望が強まる。
- H24.12.29 実父の休暇にあわせ、長めの外泊希望があり、児童相談所
～ H25.1.6 と施設で協議のうえ、これを許可。適宜児童相談所から保護者あて電話により状況を確認。
- H25.6.3 児童相談所において、家庭復帰についての課内協議。帰宅後の指導や訪問の受入れを了承するのであれば、これまでの実績を考慮し、在宅が可能と判断。
- H25.6.4 援助方針会議において、上記の判断を承認。長期外泊を行い、その間に問題がなければ、家庭復帰とすることを決定。
- H25.6.11 長期外泊による最終試行を開始。
- H25.6.14 本児宅周辺から泣き声通告。通告者に話を聞くとともに、その後3回、本児宅周辺で様子をうかがったが、泣き声は確認できず。また、通告者秘匿に配慮し、家庭訪問せず。
- H25.6.17 本児宅に電話。家庭での状況を聴取。
- H25.6.21 本児宅訪問。祖父母の支援もあり、養育で困っていることはない旨聴取。通告者に状況を確認。その後泣き声は聞こえていないことを確認。
- H25.7.3 所内協議。外泊期間中の家庭訪問において、親族の協力も得ながら子どもの養育を行っている様子を確認。援助方針会議のとおり7月8日付けで措置解除とすることを決定。
- H25.7.8 本児宅を訪問し、施設の措置解除を伝える。また、今後は、児童福祉司指導措置として、児童相談所や施設が家庭訪問を行うことや、児童相談所が引き続き関わりを持つことを説明。

ウ 措置解除、児童福祉司指導の継続 (H25.7.8～)

- H25.7.9 措置解除以降、家庭訪問を実施する予定であり、両親も了承していたが、日程調整が不調となり、訪問できず。
- H25.7.24 A病院から、本児が救急搬送され、心肺停止状態で死亡を確認との連絡。

【措置解除に至るまでの親子面会等】

- ・面会：25回
- ・外出：5回
- ・外泊：35回

※事例の概要については、プライバシーに配慮した記載としている。

2 問題点・課題の整理

(1) 児童相談所

ア ケースワーク

(ア) 初回入院時

A病院の複数医師の所見で虐待が疑われ、さらに外部の医療機関においても虐待であるとの所見があった。しかしながら、児童相談所は、加害者が特定されなかったことや、入院中における両親の看護等の様子を勘案し、在宅指導が適切と判断した。頭蓋内出血（揺さぶられ症候群）の診断を重く受け止め、両親の様子・態度に関係なく、より慎重な検証を行うとともに、虐待としての枠組みを設定し、本児の安全確保のために一時保護を行うべきであった。

また、この時点で要保護児童対策地域協議会の開催を含めた関係市との協議も必要であり、仮に在宅措置の場合でも、地域支援の具体策を講じる必要があった。

(イ) 2回目の入院時

児童相談所は、平成23年10月時点で職権による一時保護を行い、実父を警察に告発したが、平成23年12月には起訴猶予処分となった。

この検察庁の処分は、司法的観点から刑事事件として起訴すべきか、公判を維持できるかという点から判断されているにもかかわらず、福祉的観点から要保護性の判断を行うべき児童相談所が、この検察庁の判断に影響を受けた。

(ウ) 施設入所中

面会時に本児が両親に見せる反応や態度について、施設職員の一部には家庭復帰を危惧する意見があったが、児童相談所はそれを十

分取り上げて吟味したとは言えず、施設との間でも家庭復帰を留まらせるところの協議及び判断には至らなかった。

本児は、2回にわたり施設内で怪我を負ったが、特に初回の怪我について保護者は、施設職員の対応および言動に対し不信感を募らせ、児童相談所に対し早期の家庭引き取りを強く要望した。このことが措置解除の時期や判断に、少なからず影響を及ぼしたものと思われる。

面会・外出・外泊を実施していく際に、家族再統合に向けたプログラムが児童相談所と保護者、施設との間で十分に共有されたものとして交わされていたとはいいがたい。その重要性と必要性を保護者に伝え、家庭復帰のためには不可欠の話し合いであることを理解させ、協働作業として取り組むべきものであることを可能な限り伝え、その取り組み態度と実践成果によって、家庭復帰の可否をアセスメントする必要があった。

(エ) 虐待通告に対する対応

長期外泊時の泣き声通告に対し、児童相談所は、本児は施設においても普段からよく泣くところがあり、泣き声が即座に虐待と結びつくものではないとの認識と、突然の訪問は両親との信頼関係を壊しかねないという配慮、通告者が秘匿を訴えたことから、本児宅を訪問せず、通告者からの聴取や自宅周辺からの状況把握に留めている。その後、保護者と連絡を取り日程調整する中で、家庭訪問を行ったのは通告から1週間後であった。

子どもの安全確保を最優先するという観点から、通告後速やかに家庭訪問し、安全確認を行う必要があった。

また、泣き声通告があった事実を重視し、虐待リスクの観点から、家庭復帰の適否を再度検討すべきであった。

(オ) 家庭復帰（措置解除）

児童相談所は、当初対立的であった保護者が指導に従っていたことや、外泊により在宅での養育実績が重ねられたと認識したことから家庭復帰が適当と判断したが、これを決定する時点において、改めて詳細な社会調査を行うべきであった。特に、本児の入所以降、家庭では弟の出生、姉の幼稚園入園、実父の転職等があり、このような家族の環境の変化を明確に把握するとともに、本児の心理判定や行動観察結果を加えてアセスメントを行い、家庭復帰について判断すべきであった。

なお、その際、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を活用する必要もあった。また、そのうえで、B市へ要保護児童対策地域協議会の開催を要請し、情報の共有と援助方針の役割分

担等を決定しておく必要があった。

児童相談所は、措置解除にあたり、両親の育児に対する負担の程度について再度確認する必要があった。

イ 援助方針会議

児童相談所の意思決定の場である援助方針会議は、週1回開催しているが、1回につき30件程度の協議事案があるため、十分な議論を行う余裕がない状況であり、本事例においても、初回通告時、施設入所後、家庭復帰に係る方針等が当該会議で十分協議されたとは言い難い。

家庭復帰の検討等に際しては、児童福祉司や児童心理司による多角的な意見交換が不可欠であり、会議の場において十分な議論が行えるような工夫が必要であった。

ウ 親子再構築への援助方針（保護者に対する援助方針）

児童相談所では、保護者が家庭引き取りの希望が強いことから、親子再構築に向けて面会、外出、外泊を重ねてきた。親子再構築のためには、初期の段階で援助指針を策定し、短期的目標や長期的目標、指導や支援の内容について保護者に明示することが必要であるが、本事例においては、具体的な援助指針（計画、方策）が不明瞭であった。

家庭復帰に向けて課題を抽出し、スケジュールを立てる必要があり、これについて保護者と共有する必要があった。

なお、本事例のように、児童相談所が保護者との信頼関係を築くことが難しい場合、関係機関の中で保護者に一番馴染みやすい者が関わり、支援していくことが必要であった。

また、ペアレントトレーニングを受けることや、保健師の訪問、保育所入所等、児童相談所による指導への遵守を家庭引き取りの条件とし、これを拒否した場合は措置解除を延期とすることも検討すべきであった。

エ 関係機関との連携

児童相談所は保護者への配慮や、長期に関わっていたことから、家庭復帰前に関係機関と情報を共有し協力しあう体制を整えておくという認識に欠けていた。

初期の段階では、B市に情報を提供していたが、施設入所中は情報共有されていなかった。B市の要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、家庭復帰に際して、関係機関や民生委員・児童委員等地域の関係者との協力体制を築いておくべきであった。

オ 全体を通して

本事例では、児童相談所は、保護者の意向や心情に沿いながら、親子再構築に向けた取組を進めてきたが、本児にとって最善な状況とは何かという視点が十分ではなかったと思われる。本児にとって安全で良好な環境の確保や情緒的な安定及び発達の保障がまず優先されるべきであり、そのために十分な社会的調査、綿密なリスク判断や保護者と本児に関するアセスメントを行うべきであった。

また、家庭復帰を最善の方針とするのであれば、家庭が本児にとって安全で最適な場であるかという観点から援助方針を設定し、問題とされる点についてはB市や施設等の関係機関と協働しながら解決を図っていくことが必要であった。

(2) 関係機関

ア 関係市

B市では、初回入院時に児童相談所が情報提供した際、要保護児童対策地域協議会の対象児とはせず、養育支援が必要な事例として取り扱っていた。初回の虐待内容の深刻さから考えると、同協議会の対象事例として対応すべきであった。

また、たとえ養育支援の事例として扱う場合であっても、きめ細かな対応が必要であった。B市は児童相談所からの連絡を受け、家庭訪問を打診しているが、実母が断ったことから進展がなくなっている。家庭訪問が拒否された場合の対応策を示すべきであった。

このように、B市においては、児童家庭相談の第一義的窓口として虐待防止や早期発見を行うという市町村の役割を自覚し、具体的な対策を設定し主体的に対応するという姿勢がなかったうえ、虐待リスクに対する認識にも欠けていた。

また、施設入所を理由に市として支援すべき児童から除外していたが、保護者やきょうだいは地域で生活をしており、家庭復帰の可能性を考えれば、積極的に関与すべきであった。市の福祉担当部署と母子保健担当部署の連携についても不十分であった。

イ 施設

本児の処遇方針に関して意見交換をしたり、措置解除や措置変更等に対する施設の意向を児童相談所に強く伝えることはなかった。施設内においても、担当職員や臨床心理士の意見を把握することが必要であった。

また、日常的な本児の状態を把握し、比較的保護者との信頼関係が築けていることから、施設が児童相談所に代わり、保護者援助の役割を担うことも必要であった。

ウ 医療機関

初回入院時、A病院では院内での虐待対策委員会での検討や、複数

の医療機関からの意見聴取などにより、虐待の可能性が極めて高いと認識していたが、加害者を特定し得なかったことから、虐待診断を児童相談所に明言できなかった。子どもの生命を守るためにも、医療機関は虐待事例としての重さを関係機関に伝え、関与を要請する努力が必要であった。

3 提言

「児童の権利に関する条約」第3条第1項は、関係機関による児童に関するすべての活動において、児童の最善の利益が第一義的に考慮されなければならないと規定しており、本委員会としては、その理念に則り以下のとおり提言する。

(1) 児童相談所

ア 相談支援機能

(ア) ケースワーク

施設入所措置やその解除等の節目に当たっては、児童や保護者に関する情報を十分かつ正確に調査することが必要である。

また、リスク判断が求められる場合には、担当者個人の独断に陥ることがないように、児童相談所としての独自の対応指針が必要である。

さらに親子再構築を考える場合には、基本方針の設定が必要であり、これら対応指針の可視化と他機関との共有と連携が望まれる。

児童虐待事例への対応を適切に行うためには、職員個人の判断や認識によるのではなく、組織的な協議を重ね、児童相談所としての意思決定に基づき対応を進めなければならない。

そのためには、援助方針会議において、独自の対応指針を活用しながら職員同士が多角的・重層的議論を活発に行い、最も効果的な援助方針を策定することのできる会議運営が求められる。

(イ) 職員研修

児童虐待の対応においては、虐待の発生を防止するために、調査、アセスメント、援助のあり方等高い専門性が求められる。

児童相談所においては、初任者に対し一定の研修等を行っているが十分とは言えず、相談業務を行いながら、適宜スーパーバイズを受けることにより、少しずつ虐待対応の手法や対人援助技術を習得している状況である。

まずは、初任者に対する研修体制を再度整備するとともに、中堅者研修やスーパーバイザーのための研修等実務経験に応じた研修、児童福祉司や児童心理司、児童指導員等職種に応じた研修、実践力

を高めるための事例研修等を組み込んだ研修システムを構築することが必要である。研修方法についても、所内研修だけでなく、外部研修を積極的に受講することも望まれる。

また、スーパーバイズのあり方についても、前述の独自の対応指針を基本とし、指導内容が共有されやすいようにシステム化しておくことが必要である。

(ウ) 組織体制

平成24年度に虐待対応課が創設され、組織強化されるとともに職員数も増加しているが、それ以上に虐待受付件数や処遇困難事例が増加している。相談現場においては、日々、即断即決が求められる緊迫した状況にあることから、余裕を持ってケースワークを行うことが難しい。実務経験の豊富な職員を一定数配置し、経験の浅い職員をフォローできる体制の整備や、スーパーバイズ機能の充実が、対応に誤りを生じさせないためにも、また、職員の負担軽減のためにも必要である。

(エ) 措置専門部会

重篤な虐待によって施設入所した事例においては、措置解除の適否について、第三者による専門的な意見を徴することが望ましく、社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会に諮るべきである。

イ 保護者援助

保護者援助については、明確かつ詳細な援助指針を作成し、初期の段階で保護者に対し家庭復帰のために改善又は解決しなければならない事項を示す必要がある。

また、保護者のニーズを汲み取ったうえで、親子構築を目的とするペアレントトレーニングの提示なども必要である。

児童虐待の防止等に関する法律第11条及び第13条に基づき、児童福祉司指導の具体的な内容や条件を提示し、保護者指導の効果等を勘案すべきである。

(2) 関係機関

ア B市

(ア) 県と市町村等の役割分担

連携とは、それぞれの機関の専門性を確認しながら役割分担していくことであるが、今回の事案では、児童相談所が他の機関に役割分担をすることなく抱え込み、一方市町村や施設は、児童相談所に任せきっている。

市町村は、児童福祉法第10条第1項に基づき、第一義的に児童

家庭相談に応じることとされている。

また、「市町村児童家庭相談援助指針」において、市町村と県（児童相談所）との役割分担が示されている。すなわち、市町村は、虐待の未然防止・早期発見を中心とした取組とともに、施設を退所した児童への相談や訪問等による当該児童への見守りや家族の抱える問題の軽減化が求められており、一方児童相談所は、専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町村の後方支援に重点化することとされている。

しかしながら、B市においては、虐待リスクに対する認識不足や第一義的な相談窓口としての自覚に欠けていた。

他の市町村においても同様の状況にあることが懸念されることから、県においては、再度市町村との役割分担について周知徹底を図るとともに、児童福祉法第11条第1項の規定に基づく市町村職員研修を実施するなど、当該職員の専門性向上を支援すべきである。

一方、市町村においても、主体的に研修を行うとともに、担当職員のみへの対応にとどまることなく、組織的対応が可能となる体制の構築が必要である。同時に、虐待の予防という観点から、ハイリスク家庭への支援策の強化や子育て家庭への支援策の充実も望まれる。

また、児童相談所からの情報に基づき、保護者を民生委員・児童委員等地域の関係者につないでいくとともに、関係機関が自らの役割を自覚し、主体的に行動することが望まれる。

(4) 市立児童相談所の設置

市町村は、保育所入所や乳幼児健診受診状況など児童に関する情報を把握しているとともに、母子保健活動の中で虐待の発生予防・早期発見を行っていることから、児童相談所の立入調査・一時保護等の権限を持つことにより、児童虐待の発生予防から保護及び措置、アフターケアまで一貫した支援が可能となる。

さらに、要保護児童対策地域協議会の活用が必要とされる案件についても、円滑にこれを運用することができる。

ところで、平成16年の児童福祉法改正により、中核市には政令で指定のうえ児童相談所を設置することが可能となり、平成24年12月の国地方制度調査会「大都市制度の中間報告」においても、都道府県から中核市に移譲すべき事務として「児童相談所」が例示されている。

本児童相談所に占めるB市の虐待相談受付件数は過半数を占めて

おり、今後もその増加が予想されることから、B市の行財政力を考えると、効果的かつ効率的な児童虐待対応を行うため、心理士をはじめとする専門職員の配置等、体制の充実を図り、将来の児童相談所設置を検討いただきたい。

イ 施設

日常的な児童の様子や親子関係を把握しやすい立場であることから、援助方針について、児童相談所に意見を伝えるシステムが必要である。

児童相談所と協議のもと施設における援助指針を作成し、定期的に意見交換を行うなど、積極的な関与が必要である。

また児童相談所が保護者と対立関係にある場合は、児童相談所に代わり、保護者援助を実施することも必要であり、具体的には、第三者機関を活用しながらペアレントトレーニングを導入することも検討すべきである。

ウ 医療機関

これまでの虐待死亡事例等の検証結果によると、低年齢児の頭蓋内出血等の死亡事例が多いことから、医療機関においては、緊急に虐待対応ができるように、「虐待対策委員会」や「緊急ケース会議」などの、初期の段階で虐待かどうかの判断ができる体制を整備することが望まれる。

(3) 県への提言

上記のうち、組織体制の整備や市町村への研修等、児童相談所や市町村単独では解決できない問題について、県において積極的な対応を求めたい。

(4) 国への要望

本事例でも、一度は実父が起訴猶予処分となっているが、その理由について、検察官の告知する不起訴処分の理由は、処分の直接の理由である裁定主文に相当する理由で足りると判示されており、また、事件事務規程（平成25年3月19日法務省刑総訓第1号）第75条第2項によると、不起訴裁定の主文は「起訴猶予」等の列記に過ぎない。このように、捜査情報を入手するには困難な状況にある。しかしながら児童相談所が適切な判断を行うためには、捜査情報を含む多くの情報を得ることが望ましい。

情報の共有については、刑事法の専門家から別添資料1のとおり提

言がなされているところでもあり、国においては、必要な法整備を検討したい。

おわりに

児童虐待の防止、早期発見・早期対応、家族関係の調整といった業務は、一つの専門機関で担いきれるものではない。今後このような事案が発生しないためにも、児童相談所、市町村、施設等の各機関がそれぞれの役割を十分果たすとともに連携・協働することの必要性を痛感する。

本検証を通して、関係機関においては多くの問題が見えてきたことから、本提言の内容にとどまることなく自主的に点検を行うなど、それぞれの役割を再確認の上、支援の見直しをお願いしたい。

なお、本委員会としては、県や関係機関が講じる改善策について、その進捗状況の報告を求める等、今後も改善状況を充分把握していきたい。

最後に、本検証にご協力いただいた皆様に感謝申し上げるとともに、改めて2歳の短い命を閉じた本児のご冥福をお祈りするものである。

資料 1

(別添)

1. 「甲南大学法科大学院（刑事法）渡辺修教授の提言」

検察庁、警察は、捜査を終結し、処分を決定して事件を閉じるのではなく、積極的に関係機関との調整を行う主体的な手続きを用意すべきであるし、県側もそのような情報共有の場を積極的に構築すべきである。そうでなければ将来また起こるかもしれない事態を未然に防ぐことはできない。

特に、児童保護は緊急の課題であるから、国一地方公共団体の縦割り、警察と行政という縦割りを越えて、迅速な情報共有が可能となるシステムづくりが必要である。むろん、プライバシー保護の観点から、法律又は条例で一定の枠組みを設けるべきであろう。

2. 「一橋大学大学院法学研究科（刑事法）葛野尋之教授の提言」

捜査側が児童相談所側から情報提供を受けることがあっても、捜査側から提供することはほとんどない。適正な捜査の遂行や刑事手続の運営に配慮が必要なことから、捜査情報を安易に渡してよいわけではないが、児童福祉の観点からは、対象者のプライバシー保護を担保するとともに、情報提供の要件、手続きを明記したうえで、一定の捜査情報を児童相談所に提供できるための法整備を行うべきである。

資料 2

(参考条文)

1 児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

(市町村の業務)

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(都道府県の業務)

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 前条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

(都道府県の採るべき措置)

第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。
- 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、

児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

(保護者の児童虐待等の場合の措置)

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
- 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

(児童の一時保護)

第33条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。

3 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第11条

- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
- 3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

(施設入所等の措置の解除)

第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合において当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児

童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

4 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第261条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

資料 3

児童虐待等要保護事例検証委員会設置要綱を次のように定める。

児童虐待等要保護事例検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 知事は、児童虐待等要保護事例に関し、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定に基づき、検証を行うために児童虐待等要保護事例検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事例の問題点、課題の整理
- (2) 再発防止に向けた提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検証の目的達成のために必要と認められること。

(組織)

第3条 委員は、和歌山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会（以下「措置専門部会」という。）の委員をもって充てる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は措置専門部会長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、児童虐待防止に関して専門的な知識経験等を有する者の出席を求めることができる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があった時は、職務を代行する。

(会議および調査)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、事例に関する関係機関を招き、意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係機関への調査を行うことができる。

(結果報告)

第6条 委員長は、その結果を知事に報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は正当な理由なく委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、和歌山県福祉保健部子ども未来課内に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は平成18年11月 1日から施行する
この要綱は平成25年10月23日から施行する。

資料 4

児童虐待等要保護事例検証委員会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

委員氏名	役職名	備考
桑原義登	相愛大学教授	
土井智也	和歌山弁護士会 弁護士	
福井以恵子	和歌山家庭裁判所調停委員	委員長
森田みどり	元県民生委員児童委員協議会児童部会長	
柳川敏彦	和歌山県立医科大学保健看護学部教授	副委員長

資料 5

児童虐待等要保護事例検証委員会の検討経過

平成25年11月8日	第1回検証委員会 検証委員会の運営方法 事例の概要報告・事例の検証
平成25年12月6日	第2回検証委員会 事例の検証（問題点・課題点の整理）
平成25年12月27日	第3回検証委員会 関係機関ヒアリング
平成26年 1月24日	第4回検証委員会 関係機関ヒアリング 報告書の検討
平成26年 2月20日	第5回検証委員会 関係機関ヒアリング 報告書の検討
平成26年 3月13日	第6回検証委員会 報告書の検討
平成26年 3月28日	第7回検証委員会 報告書の検討
平成26年 4月15日	第8回検証委員会 報告書最終案のとりまとめ

資料6

組織と所管区域

(H25年度)

	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 73名(兼務・嘱託・育児休業等代替職員は含まない)	和歌山県紀南児童相談所 15名(嘱託は含まない)
組織	<p>所長——次長</p> <p>1 2</p> <p> 主幹</p> <p>(内兼務1)</p> <p> 1</p> <p>総務企画課長 1</p> <p>○企画管理係</p> <p>主任 1</p> <p>主査 3</p> <p>副主査 4</p> <p>現業技能員 2</p> <p>用務員 1</p> <p>警備員(嘱託) (5)</p> <p>主幹(子ども相談課長事務取扱) 1</p> <p>○子ども相談係</p> <p>主任(内兼務1) 2</p> <p>主査 3</p> <p>副主査(内兼務1) 1</p> <p>福祉主事(内兼務1) 1</p> <p>○家庭支援係</p> <p>主任 1</p> <p>主査 1</p> <p>副主査 1</p> <p>主事 2</p> <p>○判定係</p> <p>主任 1</p> <p>主査 1</p> <p>副主査 2</p> <p>福祉主事(内育休代替1) 2</p> <p>虐待対応員(嘱託) (2)</p> <p>家庭支援専門員(嘱託) (1)</p> <p>家庭支援電話相談員(嘱託) (14)</p> <p>児童相談対応支援員(嘱託) (1)</p> <p>虐待対応課長 1</p> <p>主任 2</p> <p>主査(内兼務1) 6</p> <p>副主査 1</p> <p>主事(内育休代替1) 3</p> <p>虐待対応員(嘱託) (2)</p>	<p>所長——次長</p> <p>1 1</p> <p>庶務担当</p> <p>主査 1</p> <p>相談・判定担当</p> <p>主任 1</p> <p>主査 3</p> <p>副主査 1</p> <p>福祉主事 2</p> <p>嘱託医(精神科医) (1)</p> <p>嘱託医(小児科医) (1)</p> <p>児童相談対応支援員(嘱託) (1)</p> <p>虐待対応員(嘱託) (1)</p> <p>新官分室</p> <p>分室長 1</p> <p>主査 2</p> <p>副主査 1</p> <p>福祉主事 1</p> <p>虐待対応員(嘱託) (1)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> —女性相談課長 1 <ul style="list-style-type: none"> 主任 1 主査 4 副主査 1 主事(内育短1) 1 嘱託医(内科医) (1) 宿直員(嘱託) (11) 心理判定員(嘱託) (2) —障害者支援課長 1 <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者支援係 <ul style="list-style-type: none"> 主任 1 主査 2 高次脳機能障害支援員 コーディネーター(嘱託) (1) 嘱託医(整形外科医) (4) ○社会参加推進係 <ul style="list-style-type: none"> 主任 1 主査 2 副主査 3 スポーツ指導員(嘱託) (2) ○知的障害者支援係 <ul style="list-style-type: none"> 主任 1 主査 2 副主査 2 —時保護課長 1 <ul style="list-style-type: none"> 主任 1 主査 3 副主査 4 福祉主事 1 嘱託医(小児科) (1) 虐待対応員(嘱託) (1) 心理判定員(嘱託) (1) —子ども診療室長(兼務) (1) <ul style="list-style-type: none"> 医師(嘱託) (3) 主任(兼務) (1) 主査(兼務) (2) 副主査(兼務) (1) 心理判定員(嘱託) (1) 	
所管区域	県内全域（ただし、児童相談所業務は、紀南児童相談所の所管区域を除く。）	田辺市、新宮市、日高郡みなべ町、西牟婁郡及び東牟婁郡